

第 3 部

資 料



1 寿都町総合振興計画策定経過

歴 年	日 程	作 業 内 容
平成 30 年 (2018 年)	4 月 27 日	第 1 回寿都町総合振興計画策定委員会
	10 月 31 日	第 8 次寿都町総合振興計画住民アンケート実施 (10/1 ~ 31 回収)、 寿都高等学校生徒及び寿都保育園の保護者対象 134 人 回収率 98.6%
	11 月 22 日	第 2 回寿都町総合振興計画策定委員会
平成 31 年 令和元年 (2019 年)	2 月 26 日	第 1 回寿都町総合振興計画策定審議会
	12 月 5 日	第 3 回寿都町総合振興計画策定委員会
	12 月 10 日	第 2 回寿都町総合振興計画策定審議会
令和 2 年 (2020 年)	2 月 18 日	第 4 回寿都町総合振興計画策定委員会
	2 月 27 日	第 3 回寿都町総合振興計画策定審議会
	2 月 27 日	町長へ答申
	3 月 3 日	令和 2 年第 1 回定例会において 「第 8 次寿都町総合振興計画基本構想・基本計画について」報告

2 寿都町総合振興計画策定審議会委員名簿

	役職	氏名	住所
1	会長	大岩 實	字大磯町
2	副会長	田中 直	字湯別町下湯別
3	委員	川島 恵二	字矢追町
4		阪内 忍	字矢追町
5		本田 英人	字矢追町
6		渡部 拓也	字矢追町
7		青木 廣志	字大磯町
8		金子 光司	字大磯町
9		寺門 隆次	字大磯町
10		南波 恭平	字大磯町
11		朝倉 裕介	字新栄町
12		有田 美智子	字新栄町
13		佐藤 隆一	字新栄町
14		西村 なぎさ	字新栄町
15		野上 孝子	字新栄町
16		林崎 聡子	字新栄町
17		星 聡子	字新栄町
18		今江 章宏	字渡島町
19		黒田 精	字渡島町
20		中山 敬子	字渡島町
21		三木 信香	字渡島町
22		宮下 祥子	字渡島町
23		阿部 茂樹	字六条町
24		石澤 洋之	字六条町
25		山本 秀幸	字六条町
26		金子 光子	字樽岸町樽岸
27		森林 敦子	字樽岸町樽岸
28		藤田 雅一	字湯別町上湯別
29		亀谷 仁志	字歌棄町歌棄
30		佐藤 仁	字歌棄町美谷
31		吉野 壽彦	字歌棄町美谷
32		槌谷 和幸	字磯谷町鮫取澗
33		川地 純夫	字磯谷町横澗
34		高橋 政晴	字磯谷町島古丹
35		杉本 孝喜	字磯谷町能津登

令和2年2月27日 答申時

3 計画に関する諮問・答申

寿企画号

平成31年2月26日

寿都町総合振興計画策定審議会会長 大 岩 實 様

寿都町長 片 岡 春 雄

第8次寿都町総合振興計画について（諮問）

寿都町総合振興計画審議会設置条例第2条の規定に基づき、寿都町の発展と福祉向上を図るため、第8次寿都町総合振興計画の策定にあたり、その基本的な構想と計画について諮問いたします。

令和2年2月27日

寿都町長 片 岡 春 雄 様

寿都町総合振興計画策定審議会
会 長 大 岩 實

第8次寿都町総合振興計画について（答申）

平成31年2月26日、当審議会に諮問されました、第8次寿都町総合振興計画の策定にあたり、今後の新しい寿都町に向けて、その指針となる基本構想及び基本計画について慎重に審議した結果、本書のとおり答申いたします。

なお、計画の推進に当たっては、行政と住民が一体となった行政運営を基本としながら、戦略的な施策の展開を図ることとし、本計画が示す寿都町の将来像実現に向けて最善の努力が払われるよう切望いたします。

4 寿都町総合振興計画策定審議会設置条例

(平成10年12月21日条例第13号)

(設置)

第1条 寿都町の総合振興計画（以下「総合計画」という。）の策定について審議するため、寿都町総合振興計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画について審議し、又は意見を具申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員35名以内をもつて組織する。

2 委員は、公共的団体の役職員及び住民のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了するまで在任するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1名を置き、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会に、委員で構成する専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもつて組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会を代表し、部会を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 部会の会議は、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画課において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年12月19日条例第38号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。

5 寿都町総合振興計画策定委員会委員名簿

	役 職	職 名	氏 名
1	委員 長	副町長	田 中 司
2	副委員 長	教育長	有 田 千 尋
3	委 員	出納課長	工 藤 貴 人
4		議会事務局長	齊 藤 理 香
5		総務財政課長	阿 部 潜
6		総務財政課参事	滝 澤 裕 樹
7		町民課長（医療住民）	森 本 昌 和
8		町民課長（保健福祉）	西 弘 美
9		町民課参事兼保育園長	齊 藤 成 彰
10		施設課長	輪 島 雅 治
11		産業振興課長	瀧 山 修 市
12		産業振興課参事	高 橋 玲
13		教育委員会次長	木 村 豊
14		消防寿都支署長	松 田 浩
15	事務局 長	企画課長	大 川 貢 治

令和2年3月31日 現在

6 用語解説

【ア 行】

・ I o T (P1)

モノのインターネットを意味する。あらゆる身の回りのものをネットワークで接続し、データの取得や蓄積、機器の遠隔操作ができる仕組。

・ I C T (P4)

情報・通信に関する技術の総称。I Tに代わる言葉として使われることもある。

・ I T (P3)

情報技術のこと。

・ イノベーション (P4)

技術革新。従来のものから全く新しい製品やサービスを生み出すこと。

・ インバウンド (P48)

外国人が日本を訪れる旅行のこと。訪日外国人旅行や訪日旅行ともいう。

・ A I (P1)

人工知能のこと。コンピュータがデータを分析し推論、判断、提案、学習などを行うことを可能とする。

・ S D G s (持続可能な開発目標) (P3)

2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲット(取組・手段)から構成される普遍的な国際目標。

・ N P O 法人 (P49)

特定非営利活動促進法に基づいて、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし設立される法人。

・ 温室効果ガス (P23)

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。

【カ 行】

・ 気候変動枠組条約第21回締結会議 (C O P 21) (P3)

2015年にフランス・パリにて開催され、2020年以降の気候変動に対応するための新たな法的かつ国際的な枠組みを定める「パリ協定」が採択された会議。

・ キャリア教育 (P59)

社会や職業に関わるさまざまな現場における体験的な学習機会により、子どもたちの学ぶ意欲を高め、社会的・職業的自立に向け、基盤となる能力や態度を育み、職業人として自分の進路を自分で決めていく力を養うための教育のこと。

・グリーンツーリズム (P42)

広義には「都市と農村の交流」のこと、実際には農場で休暇を過ごすこと。漁村に滞在する場合は、「ブルーツーリズム」と呼ばれる。

・グローバル (P3)

社会的あるいは経済的な連関が旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大してさまざまな変化をまき起こす現象。

・限界自治体 (P3)

人口の50%を65歳以上の高齢者が占め、そのために高齢者医療・福祉の負担増加と、税収入低下で財政の維持が困難な自治体のこと。

・限界集落 (P3)

著しい高齢化や人口減などにより共同体としての機能が急速に衰えてしまい、やがて消滅に向かうとされている集落。

・高規格救急車 (P32)

救急救命士の資格を有する救急隊員が乗車している傷病人に救急業務を施すための車両で、車内には救急救命士等が応急処置を実施するために必要な救急器材が積載されている。

・公設民営化 (P31)

地方公共団体が施設を設立し、その管理運営を民間に委託すること。

・国立社会保障・人口問題研究所(社人研) (P26)

平成8年(1996年)に、厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所とが統合してできた、人口や世帯の動向把握や社会保障政策や制度について研究する厚生労働省に所属する研究機関。

・コミュニティスクール (P59)

「地域とともにある学校づくり」を進める法律(地教行法第47条の6)に基づき、学校と保護者、地域住民がともに知恵を出し合い学校運営に意見を反映させ、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めることができる仕組。

・コンパクトシティ (P4)

まちの中心部に居住地や都市機能を集積し、市街地活性化や行政コスト削減を図り、住民の利便性を高めようとする考え方。

【サ 行】

・サイクルツーリズム (P49)

自転車観光のこと。

・再生可能エネルギー (P24)

石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など、自然界に常に存在するエネルギーのこと。

・サイバーセキュリティ (P4)

コンピュータへの不正侵入やデータの破壊、情報漏洩、コンピューターウイルスの感染など、サイバー攻撃に対する防御行為のこと。

・J-A L E R T (P57)

通信衛星と市町村同報系防災行政無線を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステム。

・持続可能な開発サミット (P3)

2015年9月に、161の加盟国の首脳の出席のもとニューヨークの国連本部で開催されたサミットのこと。国際社会と各国政府が今後15年間の繁栄と福祉の共有を促進するための出発点となる新たな持続可能な開発を目指すことが採択された。

・消滅集落 (P3)

かつて住民が存在していたが、住民の転居や死亡などで人口が0人になった集落のこと。

・スローフード運動 (P44)

その土地の伝統的な食文化や食材を見直す運動、または、その食材自体。

・S c i e t y 5.0 (P4)

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題解決を両立する新たな社会を指す。人間中心の社会（Society）、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、社会（Society5.0）。

【タ 行】

・第7期北海道総合開発計画 (P4)

平成28年3月に閣議決定された、北海道開発を推進する計画。

・第一次医療 (P22)

病気や外傷などの治療だけでなく、疾病予防や健康管理などの保健・医療・福祉に及ぶ包括的な医療のこと。主に地域の診療所や病院その役割を担う。

・対流促進型国土 (P4)

国土交通省が「新たな国土形成計画」で提唱した、「ヒト・モノ・コト・情報」などの地域間の活発な動きを対流とし、地域に活力と新たな価値を創出する国土構造を目指す考え。

・地域主権 (P4)

政府が持つ行政権限の一部を都道府県や市町村等に移し、地域のことは地域の住民が決定する柔軟な統治を行うことを示した考え方。

・D M O (P49)

地域にある観光物件、自然、食、芸術、芸能、風習、風俗などの観光資源に詳しく、地域と協同して明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための法人のこと。

・電子自治体化 (P31)

IT(情報技術)を導入することで日常業務の効率化を行ったり、住民に向けた行政サービスの利便性を高めたりする県庁や市役所、町村役場などのこと。

【ナ 行】**・日本創生会議 (P26)**

2011年5月に、東日本大震災からの復興を新しい国づくりの契機にすべく発足した、政界、経済界、労働界の代表や大学教授などの有識者らによる政策発信組織。

・ノーマライゼーション (P34)

障がい者と健常者とが、お互い特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。またそれに向けた運動や施策。

【ハ 行】**・パリ協定 (P3)**

2015年12月に気候変動枠組条約第21回締結会議(COP21)で採択された、気温上昇対策や、温室効果ガス等の削減における世界共通の目標などが示されている、2020年からの温暖化対策に関する国際ルール。

・病児保育 (P36)

さまざまな事情で、家庭で保育することができない保護者に代わり、集団保育が困難な病気回復期の子どもを、看護師や保育士などの専門職員が健康状態を診ながら一時的に保育すること。

・ブロードバンド (P53)

通信速度が高速なインターネット接続サービス。

【マ 行】**・まち・ひと・仕事創生総合戦略 (P1)**

地方からの人口流出と東京への一極集中に歯止めをかけるため、国と自治体が一体となり、地方がそれぞれの特徴を活かした自律的かつ持続的な社会を創生することを目指すための計画。

・木育 (P54)

木を子どもの頃から身近に使っていくことを通じて、人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育てるという考え。

・木質バイオマス (P41)

木材からなるバイオマス(再生可能な生物由来の、化石燃料を除く有機性資源)を「木質バイオマス」と呼び、樹木の伐採時等で発生した枝、葉などの林地残材や製材工場から発生する樹皮等のほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などがある。

【ヤ 行】

・U・Iターン (P50)

出身地から都会に移り、再び出身地に戻ることを「Uターン」と呼び、都会出身者が地方に移り、定住することを「Iターン」と呼ぶ。

・ユニバーサルフリー (P14)

年齢や障害の度合いにかかわらず、できる限りすべての人が利用できるように工夫されたものであり、障がい者と健常者との間の「壁」を取り除くバリアフリーよりも広い意味で使われ、子どもからお年寄りまで、健常者も障がい者も関係なく誰もが利用できること。